

鳥取県中小企業労働相談所の相談件数の推移と分析概要

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会

はじめに

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会は、2008年4月（平成20年度）より、鳥取県の委託事業を受託し、鳥取県中小企業労働相談所運營業務として労働雇用相談支援事業を実施しています。今年で5年目をむかえ、これまでの労働相談の結果をとりまとめ、県内の労働環境や近年の相談傾向について概要を示します。

結果の概要

1. 労働相談全体の推移

平成24年度の労働相談件数は2,157件で、5年前の平成19年度と比較すると約1.5倍以上に増加しており、最も多い相談は『労働条件』に関する相談である（図1参照）。

『労働条件』に関する相談の内訳をみると、『賃金』『労働時間、休日・休暇』『解雇・退職勧奨』『退職・退職金』に関する相談が毎年多い傾向であり全体の約75%を占める。近年では、労働契約上の問題や労働条件を不利益に変更される相談も増加している（図4参照）。

また、近年のもう一つの特徴として、『職場の人間関係』に関する相談も増加しており、平成24年度は180件と過去最多で、5年前と比較すると4倍以上である（図3参照）。

2. 労使区分による相談件数（図5参照）

労働相談のうち、約9割は労働者からの相談である。近年は非正規労働者の就労率も増加しているため、みなくなるに寄せられる相談も非正規労働者の割合が増加傾向にある。

3. 就労形態別の相談傾向（図6～図8参照）

正社員の相談は、『賃金』や『退職』に関する相談も多いが、昨年は『解雇』に関する相談は減少傾向し、『労働時間、休日・休暇』に関する相談が増加した。非正規労働者（パート、契約）の相談では、『賃金』『解雇』『退職』と同じように『人間関係』に関する相談も増えている。

4. 産業分類別の相談件数（図9参照）

正社員の相談で多い業種は、『医療・福祉』『製造業』『その他の産業』である。

非正規労働者では、『医療・福祉』『卸・小売業』の業種が多い。また近年は『製造業』で働く非正規労働者からの相談も増加傾向にある。

参考までに、鳥取県内の企業数や従業員数から労働相談の件数を比較すると、『医療・福祉』『製造業』『生活関連サービス業・娯楽業』の相談割合は、比較的高い傾向を示す。

総括

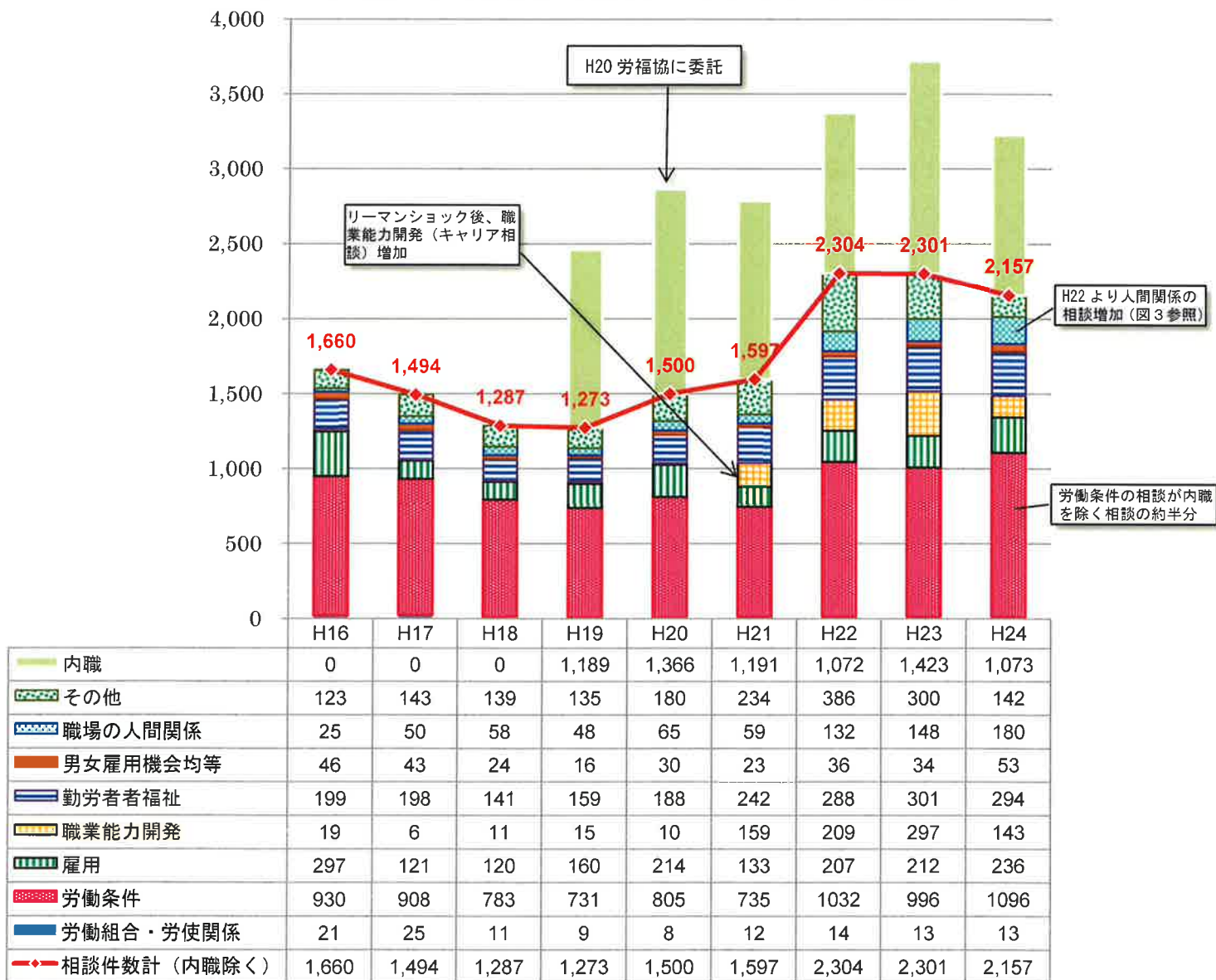
相談の集計結果から、鳥取県内の労働環境は依然厳しい状況が伺える。特に正社員では長時間労働や休日が取れない、ノルマ達成など厳しい労働環境を強いられ、その結果、職場内の人間関係にも影響を及ぼしているように感じる。また、強引な退職強要や労働条件の不利益な変更を突きつけられ、退職を余儀なくされる、というケースも見受けられるので、今後も適正な労務管理を推進するために、行政や労働団体と協力しながら、労働者の福祉向上を目指していきたい。

1 相談件数の推移と全体の特徴

県内3か所にある鳥取県中小企業労働相談所（愛称みなくる）に寄せられた相談を平成16年度～24年度までのデータを図1に示す。

- 特徴1** 平成24年度の労働相談件数は2157件（内職紹介を含めると3,230件）で、前年比の94%であり、やや減少しているが、5年前の平成19年度と比較すると169%と約1.5倍以上に増加（平成20年；労福協事業受託年）。
- 特徴2** 相談で最も多い項目は『労働条件に関する相談』で、内職を除く労働相談全体の約半分。
- 特徴3** 県内の有効求人倍率が最低であった平成21年度（2009年度）以降は、「職業能力開発」の相談が増え、再就職のためのキャリア選択や自己分析に関する相談が増加。

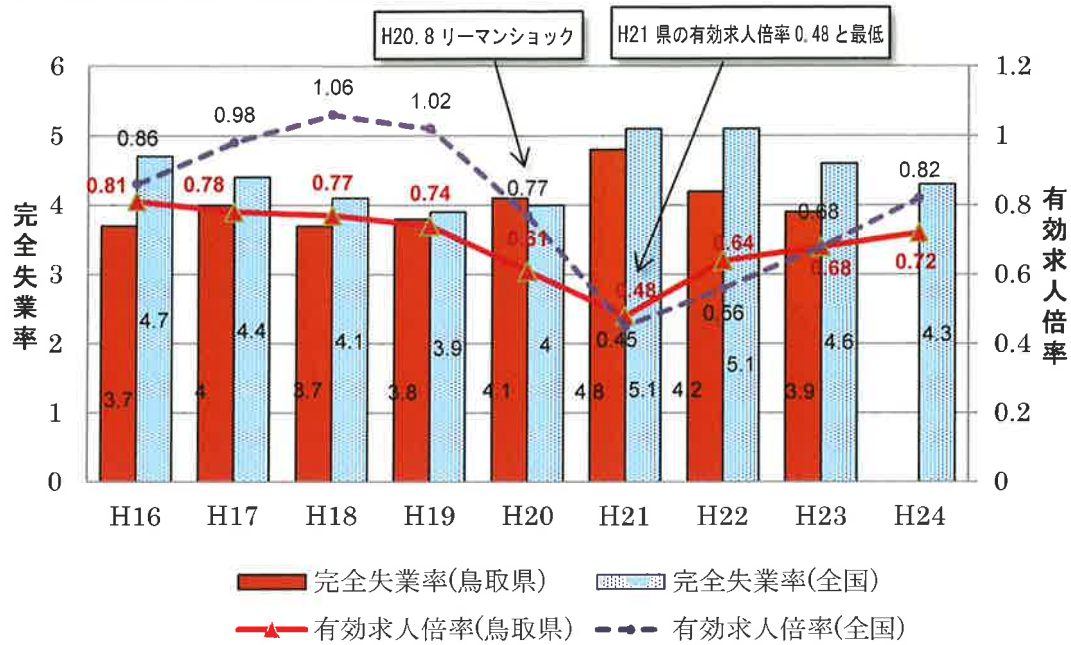
図1 鳥取県中小企業労働相談所によせられた労働相談件数の推移



※H19年度から内職紹介に関する相談を開始

※H20年度から鳥取県労働者福祉協議会に委託

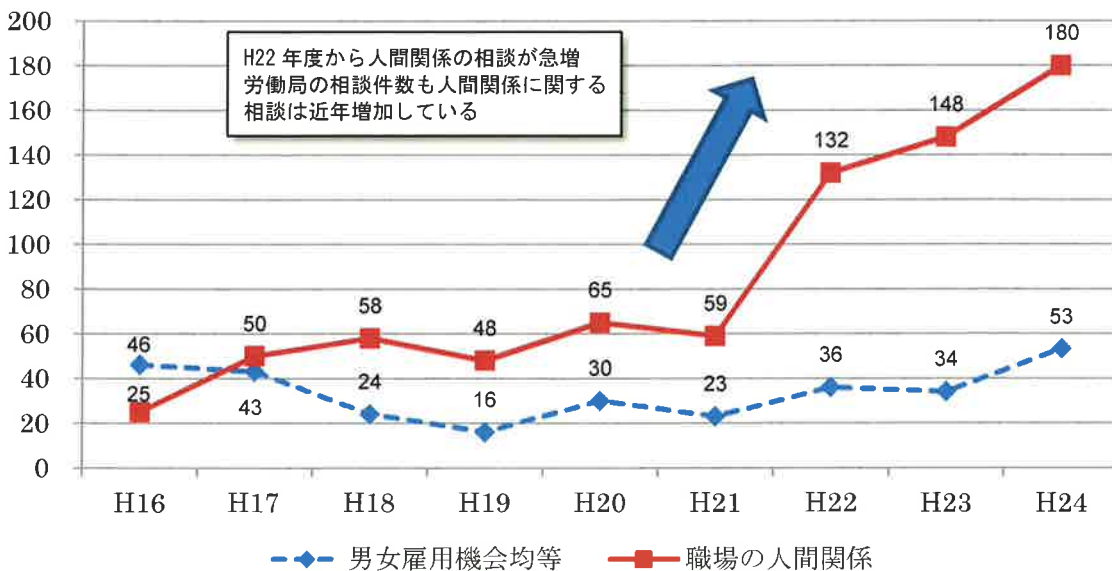
図2 完全失業率と有効求人倍数の推移



※完全失業率とは、労働者の中で失業している者の割合を示す経済指標であり「完全失業者数÷労働力人口」であらわされる。
 ※有効求人倍率とは、求職者1人あたりに、何件の求人があるかを示すもので、「有効求人数÷有効求職者数」であらわされる。

特徴4 近年、増加傾向にある人間関係に関する相談。
 平成19年度と比較すると約4倍に増加(図3)。
 平成24年度の180件のうち157件が労働者からの相談。

図3 職場の人間関係に関する相談の推移

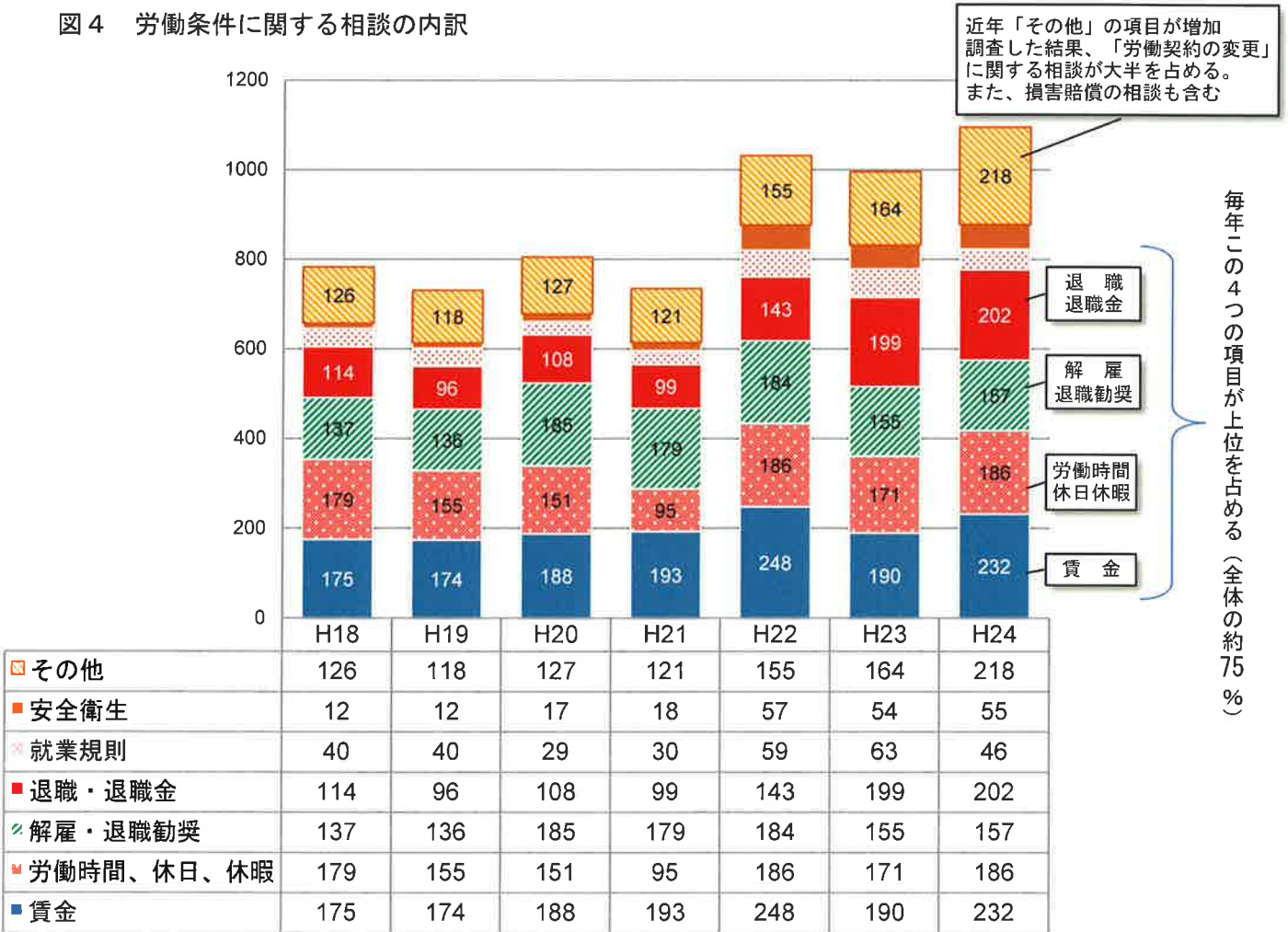


＜労働条件に関する相談の傾向＞

労働相談の大半を占める「労働条件に関する相談」の内訳を図4に示す。

- 特徴5 『賃金』『労働時間、休日・休暇』『解雇・退職勧奨』『退職・退職金』の相談が、ほぼ同じ割合（約20%前後）で占めている。
- 特徴6 『労働条件・その他』では、労働契約上の問題や、労働条件の変更・不利益変更などの相談が増加傾向にある。また損害賠償に関する相談も増えつつある（個人責任追及型）。

図4 労働条件に関する相談の内訳

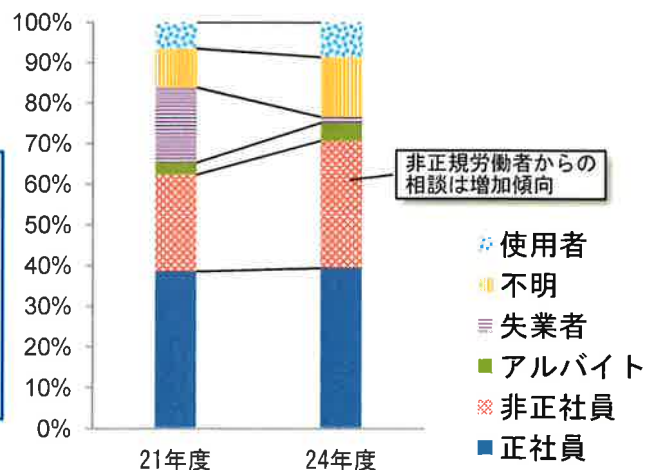


2 労使区分による相談件数

相談者の区分を図5に示す。

- 特徴1 相談の9割は労働者からの相談。
- 特徴2 3年前（平成21年度）と比較すると、非正規労働者からの相談が増加。社会全体をみても、非正規労働者の割合は増加傾向にある。
- 特徴3 失業者からの相談割合は減少している。

図5 労使区分別相談件数

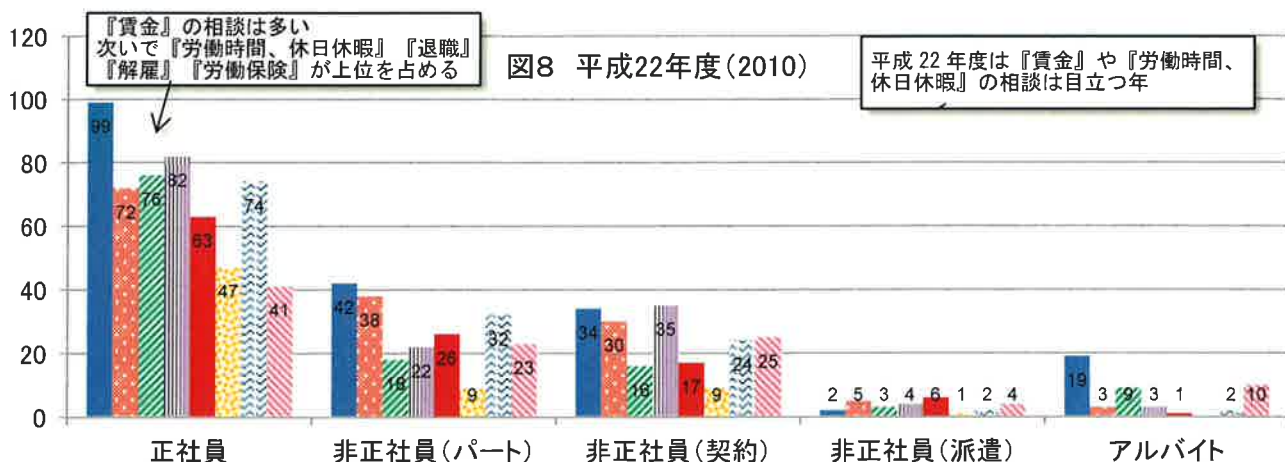
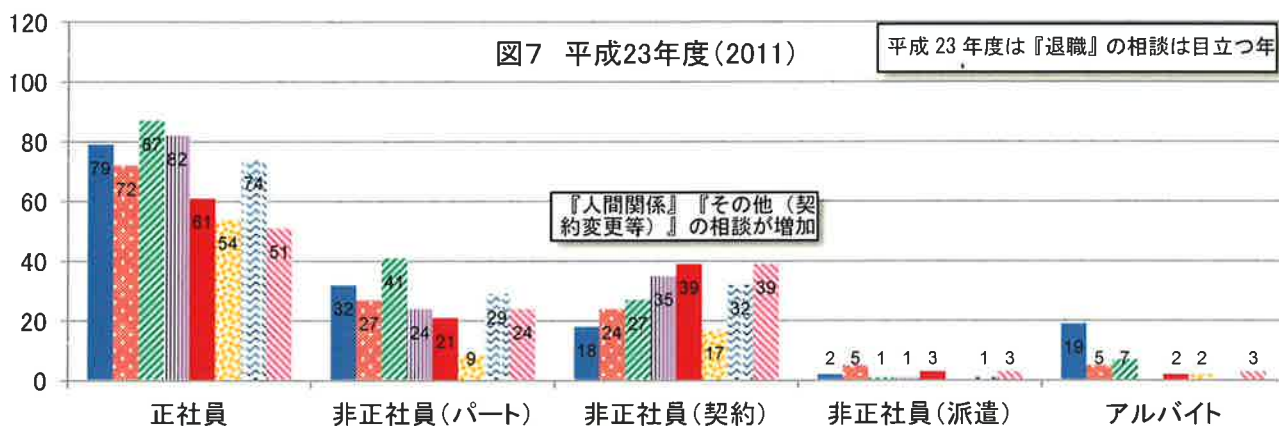
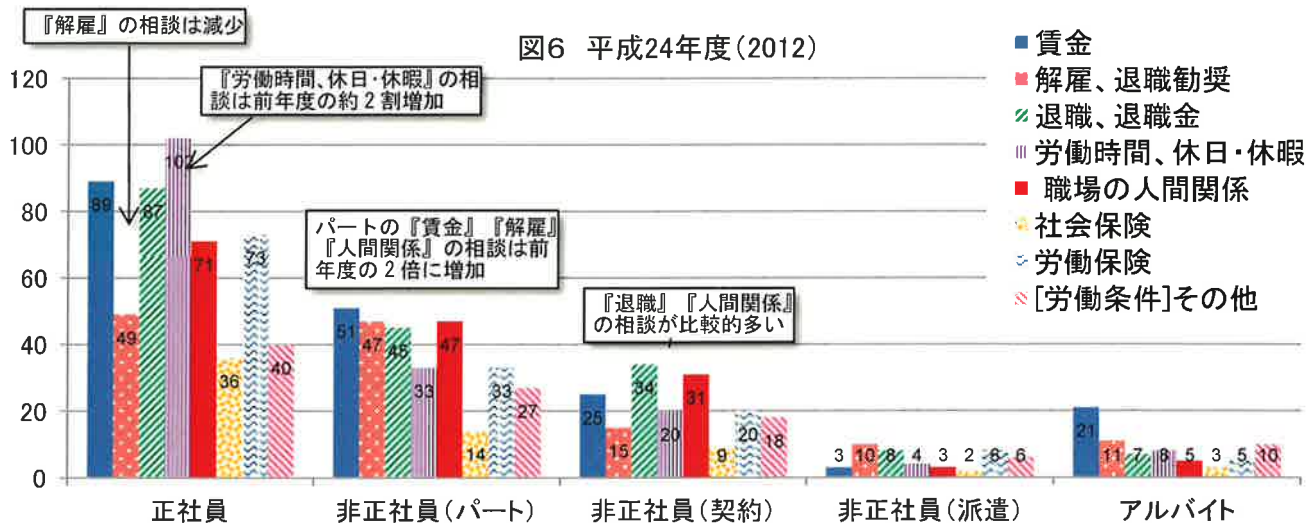


3 就労形態別の相談傾向

就労形態別に、過去3年間の相談推移を図6～図8に示す。

特徴1 正社員の相談は、『解雇』に関する相談は減少しているが、『労働時間、休日・休暇』に関する相談が増加している。

特徴2 パートや契約期間のある労働者からの相談は、『賃金』や『退職』に関する相談と同じように、『職場の人間関係』に関する相談が年々急増している（前年の約2倍増）。また労働契約に関する『労働条件その他』の相談項目も多い。



4 産業分類別の相談件数

過去3年間の就労形態による相談の推移を図9に示す。

- 特徴1** 正社員の相談は、『医療・福祉』『製造業』『その他の産業』の業種からの相談が多い。
特徴2 非正規社員からの相談は、『医療・福祉』『卸・小売業』の業種からの相談が多い。
特徴3 『医療・福祉』『製造業』『生活関連サービス業、娯楽業』の業種は、鳥取県内の企業数や従業員数の比率と比べると、相談件数の比率が比較的高い（図10）。

図9 産業別の相談件数（正社員と非正規社員との対比）

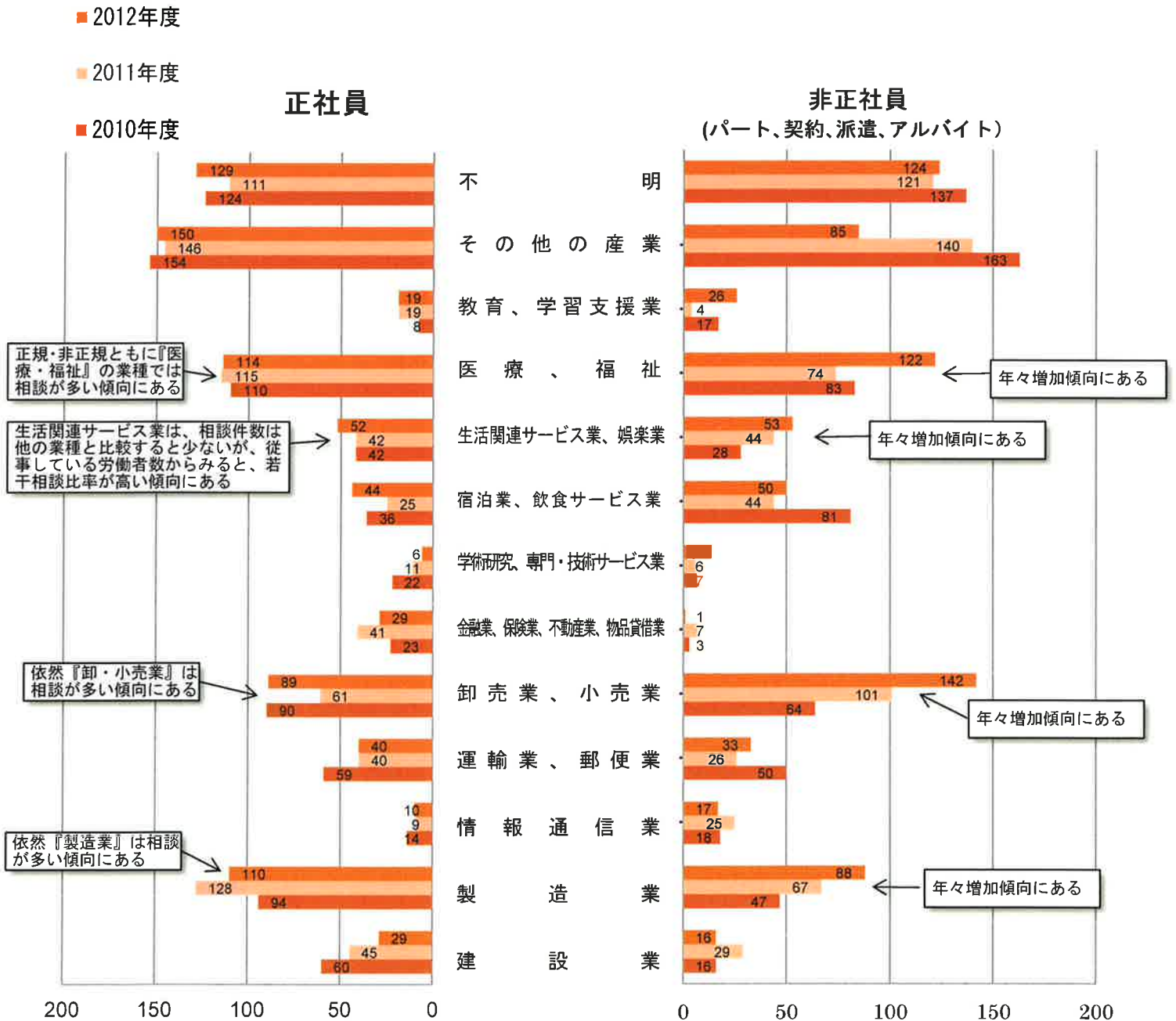
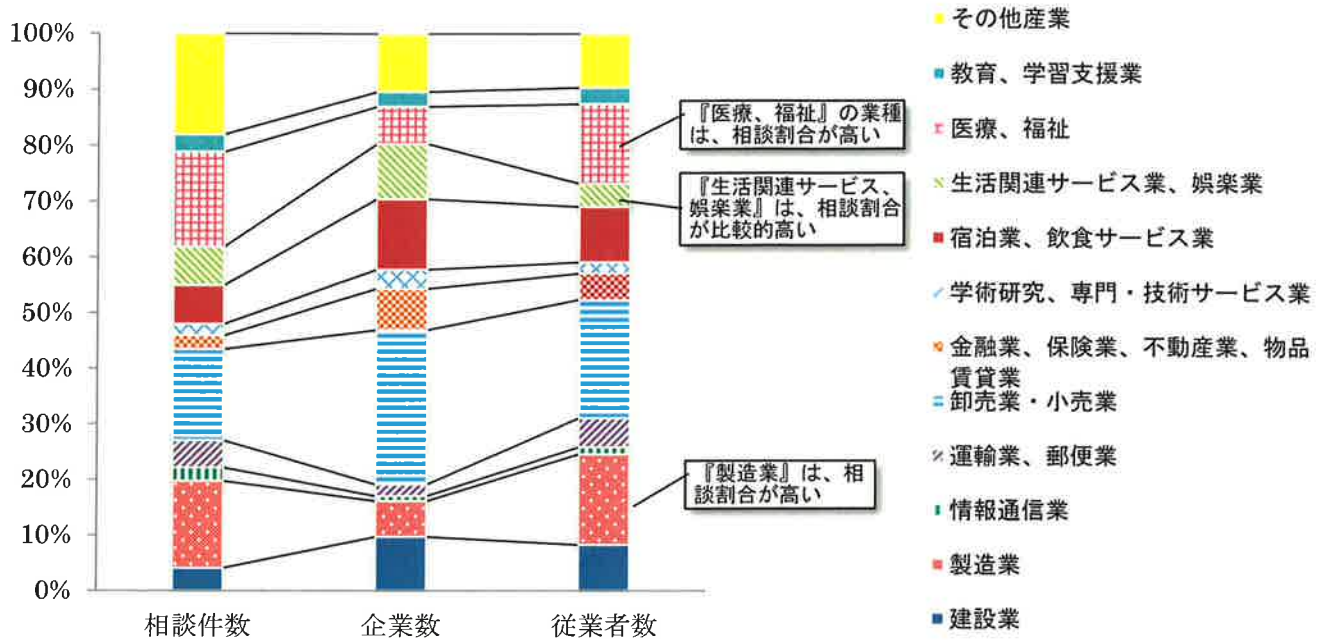


図10 鳥取県内の企業数と従業員の割合（参考）



◆◇◆ 労働相談（例） ◆◇◆

- 『賃 金』 賃金が1か月以上遅れているのだけど、どうしたらいいのですか？
残業した時の割増賃金を教えてください。
- 『労働時間』 長時間労働で、残業代もつきません。休日もないのですが、どうしたらいいのでしょうか？
- 『有給休暇』 パートでも年次有給休暇があると聞いたのですが、何日あるのですか？
- 『労働契約』 労働契約書をもっていないので、自分の働く条件がわかりません。
- 『解 雇』 昨日、上司に呼び出され、「業績が悪いので退職してくれないか？」と言われました。これって解雇ではないのですか？
- 『退 職』 転職を考えているのですが、退職する場合、どのような手続きをすればいいのですか？
- 『保 険』 社会保険や雇用保険の加入要件を教えてください。
- 『人間関係』 職場の上司から、毎日のように呼び出され、叱責を受けるので、とても辛いです。先輩の同僚とうまくいかず、無視されることもあり、退職を考えているのですが。
- 『育 休』 育児休業をしたいと思うのですが、どういう要件があり、どのようにすればいいのですか？

最後に

相談所に寄せられる相談は、全てネガティブ（法令違反、内部告発等）な内容の相談ではありません。正しく法律や制度を知りたい目的のものもあれば、トラブルを未然に避けるための知識習得を目的としているものも多くあります。本資料が、労使間での良好な関係構築や、よりよい労働環境を作っていくための資料となれば幸いです。

鳥取県中小企業労働相談所（愛称みなくる）の概要

鳥取県が県内3か所に設置している労働相談所

【正式名称】 鳥取県中小企業労働相談所

【愛称】 みなくる （みんなが気軽に立ち寄ってくれるように）

【設立】 昭和31年（みなくるの愛称は平成13年1月～）

【設置場所】 みなくる鳥取 鳥取市天神町30-5 鳥取県労働会館2階
みなくる倉吉 倉吉市東昭和町286-2 労金倉吉支店2階
みなくる米子 米子市東町189-2 西部労働者福祉会館2階

【開所時間】 平日9:30～18:00、（毎月第1土曜日に鳥取・米子交互に開所）

【相談方法】 **電話相談** フリーダイヤル 0120-451-783
鳥取 0857-25-3000、倉吉 0858-23-6131、米子 0859-31-8785

窓口相談 鳥取・倉吉・米子のみなくるにて

メール相談 minakuru@roufuku.jp（24時間対応）

【相談内容】 労働相談全般

経 緯

- 昭和31年：鳥取県が、鳥取県中小企業労働相談所を庁舎内に設置する。
昭和35年に鳥取、昭和36年に米子、昭和54年に倉吉に相談員を配置した。
- 平成13年：鳥取の相談所が、愛称「みなくる」として県庁内から労働会館へ移転した。
- 平成17年：労働法等に関する「労働セミナー」を県内3か所で開催する。
- 平成19年：県内内職の情報提供を実施する。
- 平成20年：相談事業を鳥取県から鳥取県労働者福祉協議会が受託する。
（事業内容）
労働相談事業、労働教育事業（セミナー開催）
労務管理事業（アドバイザーの企業訪問、講師派遣）
倉吉・米子の相談所を労福協の中部・西部事務所へ移転した。
- 平成25年：現在に至る。